「ひきこもり人権宣言」にみるレジスタンスは被害者性から脱却できるのか

○ 日本福祉大学 安藤佳珠子 (8139)

キーワード: ひきこもり ひきこもり人権宣言 レジスタンス

1. 研究目的

2021年12月に、ひきこもり当事者を中心とした団体「暴力的「ひきこもり支援」施設問題を考える会」が「ひきこもり人権宣言」を発表した。この人権宣言は、ひきこもりの当事者に対する差別と抑圧の歴史を、ひきこもり当事者の力で終わらせるために、ひきこもりの権利を定めることを目的としたものである。この人権宣言の背景には、引き出し屋の存在がある。引き出し屋とはひきこもりの当事者の自立支援を掲げ、当事者の了承がないにもかかわらず、家族等の依頼によって、当事者を寮や病院に入所/入院させる業者のことである。この引き出し屋からの被害によって、ひきこもりの当事者が餓死や自死に至った事例が報道されている。

また、「ひきこもり人権宣言」は7つの条文と解説から構成されている。基本的人権の中で、特にひきこもりにおいて侵害されがちな権利を7つ(「第 1 条ひきこもる権利(自由権)」「第 2 条平等権」「第 3 条幸福追求権」「第 4 条 ひきこもる人の生存権」「第 5 条 支援・治療を選ぶ権利」「第 6 条暴力を拒否する権利」「第 7 条頼る権利」)が明記されている。解説では、「引き出し屋」にみられる暴力的な支援のみならず、就労をゴールとした自立支援やパターナリスティックな政策の弊害、さらに、家族や社会の加害性も指摘している。本報告では、これらの指摘を、差別と抑圧に対する当事者からのレジスタンス(抵抗)と捉える。一方、レジスタンスは被害を語ることでもあり、被害者性を受け入れることでもある。この人権宣言は、当事者を無力な被害者としてではなく、この状況を終わらせる主体として位置付けている。そのため、被害者性からどのように脱却するのかが課題となる。そこで、本報告では、「ひきこもり人権宣言」を当事者のレジスタンスとして捉えた上で、当事者が被害者性を脱却するための課題について検討する。

2. 研究の視点および方法

本研究の視点は、「ひきこもり人権宣言」を当事者のレジスタンスとして捉える点にある。ジュディス・L・ハーマン(1999)は、心的外傷からの回復を「安全の確立」「想起と服喪追悼」「通常生活との再結合」の3段階に分け説明する。「想起と服喪追悼」では、外傷体験を思い出し少しずつ語りながら、物語を再構成することによって「通常生活との再統合」が可能となる。信田(2022)は、この回復の過程において、被害者が加害者像を構築することが、被害経験に意味を付与すると指摘する。本報告では、「ひきこもり人権宣言」に基づき、被害(者)/加害(者)について整理する。その上で、被害者性から脱却する際の課題について検討する。

3. 倫理的配慮

本報告は、人を対象とする研究ではないが、「日本社会福祉学会 研究倫理規程」を遵守

し、規定に示す項目に抵触しないことを確認している。

4. 研究結果

以下は、「ひきこもり人権宣言」の解説に基づき、被害(者)/加害(者)について整理 した一部抜粋である。

解説の箇所	被害(者)	加害(者)
宜言文	ひきこもることで苦しんでいる人たち。	社会によってひきこもらされている
	家族が抱えてきた問題をひきこもり当事者が背負っている。	ひきこもり当事者は、家族の影響を受けて動けなくなって
		いる場合がある。
		社会が親と子の一方が悪いとジャッジを下すのは避ける
		べきである。
	不当な干渉によって本人のペースが乱されれば、当事者は安	支配一被支配の関係が続き、当事者の主体性は脅かされ、
	心してひきこもることができず、ひきこもり状態から抜け出	対等な交渉・話し合いは困難だからである。
	すための力を蓄えることができない。	
	親が子供の変化を待つのが難しいように、ひきこもり当事者	親の無自覚な支配性に関しては、「親が変われば、子供は
	も親が変わるのを待つのは苦痛である。	変わる」というよく使われるフレーズにも表れている。
	ひきこもり当事者は、自己責任を取る形でひきこもっている	ひきこもることから脱出するためには、人や社会に頼るこ
	とも言える。	とが許されなければならない。しかし、人や社会に頼ることが許されなければならない。しかし、人や社会に頼ることがある。
	抑圧下で、ひきこもり当事者は社会の批判を内面化し「悪い	とを阻むのが自己責任論である。
	のは自分」という自責・自罰に縛られ、ひきこもりから抜け 出せずに来た。	
	□ 山セッに木た。 ひきこもることを理由に、犯罪予備軍などの偏見や差別につ	│ │ 犯罪予備軍などの偏見や差別につながるイメージ操作を
	ながるイメージ操作を TV 番組などで広く行われただけで	北非子伽単などの偏見や差別につながるイメージ操作を する TV 番組など。
	なく、年齢制限で社会復帰の道が閉ざされていたニート対策	- 9 S IV 雷風など。 - 年齢制限で社会復帰の道が閉ざされていたニート対策で
	である就労支援をあてがわられ、ひきこもらざるを得なかっ	ある就労支援。
	た個人は基本的な自由と人権を経験することも、肯定する感	
	覚を養う方法もなく放置された。	
	民間の支援業者は説得だけでひきこもり当事者を連れ出し	引き出し屋。
	ている。そのため、ひきこもり当事者の権利を擁護する仕組	家族と支援業者が契約を結ぶ。
	みがないことが問題となる。	
第2条	ひきこもる人は、メディアを通して危険で存在が許されない	危険で存在が許されないかのように表現するメディア。
	かのように表現され、犯罪予備軍と伝えられたこともある。	
第4条	ひきこもる人と家族はともに高齢化し、経済的にも困窮して	
	いる。生存に不可欠な支援は必要である。そもそも、ひきこ	
	もり状態は、命にかかわる危険な状態でもある。	
第6条	本人が精神的苦痛を感じていることを表明することすら難	相手を連れ出すための都合のいい手段としての説得。
	LV.	
	ひきこもり支援における長時間の説得や自宅への侵入を用	
	いて同意が強要されている。	LI 6 2 24 14 - B7 60P
結語	ひきこもる人は、自分の意志でひきこもっているのではな	社会や家族の影響。
	く、社会や家族の影響を受けてひきこもらされている。	カキ・よう・1 + 加」の開展し、 社人の声をにし マカ
	ひきこもり当事者の加害性の方が、家庭内暴力や経済的負担	ひきこもることを個人の問題とし、社会や家族によってひ
	などの形で分かりやすい。	きこもらされていると理解しないのであれば、社会や家族は、ひきこもっている人々に対する加害性に気が付くこと
		は、いさこもっている人々に対する加吾性に気が行くことは難しい。
	差別意識がひきこもる人々をより一層ひきこもらせる。	ひきこもる人々に対する蔑視・嫌悪感情が社会の人々に存 在すること。
	ひきこもる人々は、語る主体ではなく、語られる客体であり、	
	自分の人生の責任を自ら引き受けることができる主体では	
	なく、社会に対する責任を他から負わされる客体だった。	

5. 考察

引き出し屋にみる暴力行為や、メディアによるイメージ操作、経済困窮に対する支援の脆弱さに関しては、ひきこもり当事者は被害者に位置づく。しかし、当事者の生活レベルで見ると、被害(者)/加害(者)といった二項対立というより、被害(者)と加害(者)が常に入れ替わるように認識される。言い換えると、当事者が被害者として加害者像を構築することは、自らの加害者性も受け入れる行為とも言え、大きな苦痛を伴う。ここに、ひきこもり当事者のレジスタンスが被害者性を脱却するための課題があると言える。

謝辞:本稿は、JSPS 科研費若手研究「ひきこもりの若者を対象としたソーシャルワークにおける仮説モデル構築に関する研究」(研究代表者:安藤佳珠子、研究課題番号 18K12984)の助成を受けて行ったものである。

暴力的「ひきこもり支援」施設問題を考える会『ひきこもり人権宣言』 https://note.com/bouhikimon/n/nbd360e7316d8(2022/06/13)

ジュディス・L・ハーマン著、中井久夫訳(1999)『心的外傷と回復 増補版』みすず書房信田さよ子 (2021)『国家と家族は共謀する サバイバルからレジスタンスへ』角川新書